

「死にたい」という発言・自傷行為を認知したときの対応について

1. 想定される認知のケース

- 本人がつぶやく,傷跡を見せる
- 本人のノート,提出物,SNS等に記載がある
- 友人等から知らせがある
- 家族(保護者等)から訴えがある
- 関係機関(地域や小学校,児童館等)から通報がある

2. 認知した場合の基本姿勢

- 絶対にひとりの教員が抱え込まない(ひとりで判断しない)
- 組織として,学校全体で対応する
- 素早い対応(初期対応でその後の結果が変わるという認識)を行う

3. 対応手順

- 認知した教職員は,すぐに生徒指導主事及び管理職等に報告する
- 生徒指導主事,管理職等の判断で,すぐに(臨時)生活指導部会を開催する
メンバー 学校長・教頭・主幹教諭・教務主任・すべての学年主任・該当生徒の担任・養護教諭
(可能な限り)SSW・SC・学校Cを加える
- 支援会において調査し,いじめに起因すると判断した場合は,いじめ防止対策委員会へ移行する。メンバーの変更なし(学校長の宣言で移行を確認)
- 支援会(いじめ防止対策委員会)において,その後の初期対応を協議する。
- 臨時職員会で,詳しい情報と支援方法等を共有し,素早く対応する。
- その後の対応は,すべて支援会(いじめ防止対策委員会)を通して,学校長主導のもとで行う。

4. 対応の基本姿勢

- 本人,周囲の人物(友人,家族等)から詳しく情報を得て,調査を行う
- 調査結果の保護者への丁寧な説明と,指導への協力を依頼する
- 記録を丁寧に残す
- SC,学校C,SSW等から専門的なアドバイスをうけるとともに,役割を分担し,早急に効果的な支援を行う
- 教育委員会,家庭支援センター,児童相談所,警察,医療関係等の専門機関と連携のもとで,支援を行う